東京都

目

次

○建築基準法による道路位置の指定…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃 (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指 定………(同)…

…………(産業労働局農林水産部食料安全課)  $\overset{\smile}{:}$ рЦ

○海岸保全区域の指定……(港湾局港湾経営部経営課

○海岸保全区域の海岸管理者………………(同

六 ൛ൎ

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をするこ とができなくなった団体 (二件) .....

八

路の種類

指定に係る道

指定年月日

九

道路

の規定による

第一項第五号 法第四十二条

月九日 令和五年六

### **公**

1 ○古物営業法による行政処分についての公開の聴聞

### 公

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の 届出…………………………(同)…三

○令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実 

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三

------(産業労働局商工部地域産業振興課)--三

う。

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

)を指定するので、同条第三項において準用する同法

### 告 示

●東京都告示第七百八十一号 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下

法

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 次のと

おり道路の位置を指定した。

いて縦覧に供する。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

令和五年六月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

害物質の種類

鉛及びその化合物

指定に係る道 路の位置 路の延長及び指定に係る道

幅員(単位メ | トル)

狛江市元和泉 二丁目三千七 の一部、同番 十三番二十二 延長 一二· 五五 五 

二十二地先並

### 告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出 ------(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)

番五の各一部 六番二及び同 三、三千八十

●東京都告示第七百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…||

ŋ 第

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

令和五年六月二十三日

第六条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

東京都知事

小

池

百 合 子

形質変更時要届出区域 別図のとおり (荒川区荒川

丁目地内

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。) 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改

## ●東京都告示第七百八十三号

に関する規則 定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等 六条の規定に基づき、 づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指 法」という。)第二十一条の五の二十第四項の規定に基 児童福祉法 (平成十八年東京都規則第二百二十二号)第 (昭和二十二年法律第百六十四号。 次のとおり告示する 以下

令和五年六月二十三日

東京都知事 小 池

百 合 子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

### 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク初台センター	渋谷区代々木4-36-4	令和5年1月31日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー西新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	令和5年3月31日
社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	ボワ・コンサール	町田市木曽西2-6-12	同日

### サービスの種類 放課後等デイサービス

### 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ビリード株式会社	放課後デイ Granny江東	江東区東砂2-3-5 104号	令和5年1月31日
特定非営利活動法人こどもラボ	放課後等デイサービス こどもラボ 久が原	大田区久が原6-7-20 2階	令和5年3月31日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー西新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	同日

### サービスの種類 保育所等訪問支援

### 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人アピュイ	発達相談支援センター CORONOAH	多摩市落合3-17-1、105号	令和5年3月31日

令和五年六月二十三日

東京都知事 小

池 百

合 子 ●東京都告示第七百八十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。

以 下

五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児

入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第 |百二十二号) 第六条の規定に基づき、次のとおり告示す

定障害児通所支援事業者を指定したので、

法第二十一条の

法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指

### 指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社トリプル・ワーク	トリプル・ワーク	中央区凑1-9-8 2階	令和5年1月1日
IBJファイナンシャルアドバイザリー株式会社	アイビージュニア 初台	渋谷区本町2-27-1 一二三薬局ビル2階	同日
社会福祉法人こうほうえん	キッズタウンぱれっと	北区浮間5-13-1	同日
ワールドキッズ株式会社	感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿	新宿区荒木町13-38 HANT四谷2階	令和5年2月1日
株式会社シュクルベベ	ユリシス塾 江東教室	江東区東砂2-3-5-104	同日
医療法人社団千曲会	サルーテ洗足池	大田区上池台2-23-10	同日
一般社団法人光明福祉会	はなまるキッズ鶴川教室	町田市大蔵町1969-1	同日
一般社団法人ION	Basicあいおん	西東京市保谷町3-25-8	同日
LORIMER株式会社	Brighten School Daikanyama	渋谷区鶯谷町4-11 カイホビル1階	令和5年3月1日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ第二	東村山市栄町2-11-27	同日
合同会社フェアリエル福祉会	ペリウィンクル町田クラブ	町田市森野2-20-8	同日
株式会社あぶあ	児童発達支援あぶあ	小金井市東町5-24-9 プリュジュール103号室	同日
株式会社武蔵学院創育総研	十色広場そういく 村山校	武蔵村山市残堀1-40-1	同日

### サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社トリプル・ワーク	トリプル・ワーク	中央区湊1-9-8 2階	令和5年1月1日
特定非営利活動法人結ふるーきんちゃんネット	放課後等デイサービス 獏のたまご	台東区今戸2-2-2 PLENDY浅草1階	同日
IBJファイナンシャルアドバイザリー株式会社	アイビージュニア 初台	渋谷区本町2-27-1 一二三薬局ビル2階	同日
社会福祉法人こうほうえん	キッズタウンぱれっと	北区浮間5-13-1	同日
ワールドキッズ株式会社	感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿	新宿区荒木町13-38 HANT四谷2階	令和5年2月1日
株式会社太陽	重症心身障害児 放課後等デイサービスいちご	文京区本駒込4-43-1 メゾンYM1階	同日
株式会社シュクルベベ	ユリシス塾 江東教室	江東区東砂2-3-5-104	同日
医療法人社団千曲会	サルーテ洗足池	大田区上池台2-23-10	同日

聖華株式会社	イルカ児童園(池袋教室)	豊島区池袋4-1-7	同日
一般社団法人光明福祉会	はなまるキッズ鶴川教室	町田市大蔵町1969-1	同日
株式会社ふたば	ペピニエ下高井戸校	杉並区下高井戸3-29-10	令和5年3月1日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ第二	東村山市栄町2-11-27	同日
合同会社フェアリエル福祉会	ペリウィンクル町田クラブ	町田市森野2-20-8	同日
合同会社ウリィーダム	ナチュール	日野市栄町2-2-3	同日
株式会社武蔵学院創育総研	十色広場そういく 村山校	武蔵村山市残堀1-40-1	同日

### サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社Grand Life	児童発達支援 保育所等訪問支援 More	小金井市桜町2-12-31 クレール上水桜Ⅲ1階101号室	令和5年3月1日

定により、

次のとおり告示する。

# ●東京都告示第七百八十五号

十三条第一項に基づく届出があったので、 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 同条第四項の規 第

令和五年六月二十三日

東京都知事

小

池

百

合

子

家畜伝染病の種類

家畜の種類 ヨーネ病

患畜又は疑似患畜の区分

山羊

報

発生頭数

公

患畜

都 頭

五. 羽村市 発生場所

東 京

令和五年六月十三日

発生年月日

六

## ●東京都告示第七百八十六号

定に基づき、 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条第一 東京港海岸に係る次に掲げる区域を海岸保全 一項の規

基点七

基点六から三百十三度八分三十三秒四十六

区域として指定する

なお、この関係図書は、 東京都港湾局港湾経営部に備え

いて一般の縦覧に供する

令和五年六月二十三日

東京都知事

小 池 百 合子

基点十

海岸名

基点十一

(沿岸) 東京湾 (海岸) 東京港

(地区海岸) 江東地区 (地先海岸) 新砂

区域

基点一から基点二十五までを順次直線で結んだ線及び

区域 基点二十五と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた

基点一

東経百三十九度五十分十八・八五九〇九 三十五度三十九分二十一・五八六八四秒、 秒千二百十八・九四メートルの地点(北緯 四六二秒)から真北三百四十九度四十分十 三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五 準点(北緯三十五度三十八分四十二・六七

基点十六

四十六・八七メートルの地点基点十五から二百六十五度五分四十八秒百

基点十六から百七十七度五十六分○秒五百

八十三・八六メートルの地点

基点十五

百十六・五六メートルの地点基点十四から百七十四度四十一

基点十四

一・五〇メートルの地点 基点十三から六十二度五十五分八秒百八十

基点十三

基点十二から一度十七分十五秒三十四・○

三十七・二六メートルの地点基点十一から二百四十二度五十五分九秒百

百十五・九六メートルの地点 基点十から三百五十四度四十一

分十二秒二

基点十二

基点二 基点一から百八十三度五十八分十五秒百十 ・〇九メートルの地点

基点四 基点三 基点二から二百六十八度十分○秒五百三十 九・三九メートルの地点

百四十二・八九メートルの地点基点三から二百九十九度三十九分五十九秒

基点五 メートルの地点 基点四から四度五分五十九秒七十九・八○

基点六 二百五・三五メートルの地点 基点五から二百六十三度四十二分五十九秒

基点八 基点七から三百五十七度五十六分○秒六百 九二メートルの地点

基点九 三十・○八メートルの地点

・三五メートルの地点基点八から三十八度四十九分三十二秒三十 基点九から八十五度五分四十六秒百二十九

江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基

基点十八 基点十七

基点十七から百三十三度九分三秒三・三一 メートルの地点

基点十九 百五十七・五八メートルの地点 基点十八から八十三度四十二分五十九秒二

基点二十 八メートルの地点基点十九から百八十四度六分○秒百一・ Ŧī.

基点二十一 基点二十から百十九度三十九分五十九秒八 十三・六○メートルの地点

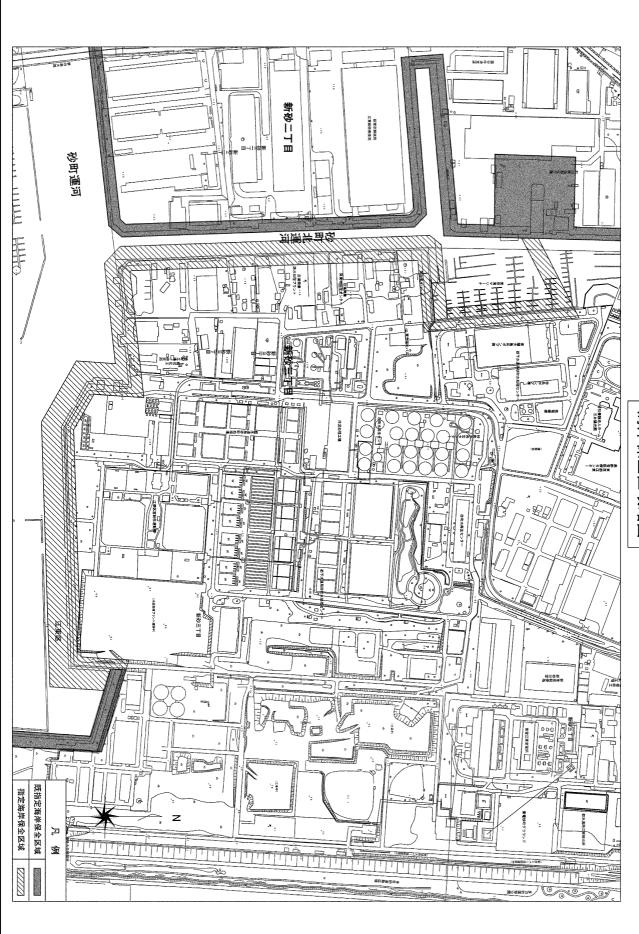
基点二十二 基点二十一から八十八度十分○秒四百六十 一・三三メートルの地点

基点二十三 ・七六メートルの地点基点二十二から三度五十八分十四秒九十七

基点二十四 十・一九メートルの地点基点二十三から百六度三十九分三十七秒二

基点二十五 基点二十四から百八十三度二十四分五十五 秒三十・八二メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり 5



東

基点六

基点五

基点四

基点三

八九メートルの地点基点二から八十五度二十分十六秒七十七・

基点三から三百五十六度四十一分十五秒六

・一八メートルの地点

十七・八五メートルの地点基点一から三百五十七度五十五分五十六秒

基点二

基点七

百十五・九六メートルの地点基点六から三百五十四度四十一分十二秒二

三七メートルの地点基点五から八十五度五分四十六秒九十二・

七十四・五九メートルの地点基点四から二百八十五度四十五分四十三秒

## ●東京都告示第七百八十七号

同条第八項の規定に基づき、 律第百一号) 港海岸保全区域の一部について、海岸法 令和五年東京都告示第七百八十六号により指定した東京 第五条第四項に規定する協議が成立したので 次のとおり告示する。 (昭和三十一年法

令和五年六月二十三日

東京都知事 小 池 百 合

子

海岸管理者 東京港港湾管理者の長

区域

基点一から基点十一までを順次直線で結んだ線及び基

点十一と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域 準点(北緯三十五度三十八分四十二・六七江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基 四秒、東経百三十九度四十九分四十四・〇 四六二秒)から真北三百二十九度十三分三 五八九九秒) (北緯三十五度三十九分四十二・二七八六十五秒二千百三十七・八五メートルの地点 三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五

基点九 基点八 三・一一メートルの地点基点八から三百五十七度五十六分五秒三十 七・七三メートルの地点基点七から二百四十二度五十五分十秒百十

基点十 ・一七メートルの地点基点九から六十二度五十五分八秒百六十四

基点十一 十六・五六メートルの地点基点十から百七十四度四十一分十六秒三百

次図のとおり

海岸保全区域略図

